平成３０年（フ）第１１号
兵庫県淡路市長澤996番地
債務者　海田　康二
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第１５号
兵庫県南あわじ市福良丙355番地１
債務者　阿部　　正
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成３０年（フ）第１５号
高知県宿毛市幸町６番45―１号　Ｖｉｅｗあじさい102号、旧住所愛媛県南宇和郡愛南町広見483番地
債務者　脇本　由香（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
高知地方裁判所中村支部

平成３０年（フ）第３０号
佐賀県唐津市厳木町厳木1088番地
債務者　中島　若菜
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成３０年（フ）第３３５号
神戸市垂水区多聞台３丁目18番26―404号
債務者　池田　紀彦
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６４号
千葉県木更津市真舟５丁目１番６号
債務者　井野わか子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成３０年（フ）第２１２号
神奈川県平塚市松風町28―48ハイライフ湘南203号室、住民票上の住所神奈川県平塚市夕陽ケ丘27番11号
債務者　富塚　眞弓
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２１３号
神奈川県平塚市八重咲町17―11ラリヴィエーラ101号室、住民票上の住所神奈川県平塚市夕陽ケ丘27番11号
債務者　富塚　素子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２３１号
神奈川県伊勢原市東成瀬10番地の21
債務者　光成　亮祐
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２４７号
神奈川県厚木市鳶尾４丁目８番13号　Ｍｉｔｓｕｈａｓｈｉレジデンス202
債務者　松島　昌幸
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第３３１号
千葉県柏市柏1344番地７
債務者　諏江　敦子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３３８号
千葉県松戸市五香８丁目６番地の３　シティシャトレ松戸Ｇ―103号
債務者　三浦てるみ（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５７７号
愛知県日進市栄３丁目803番地　エスポワール東山203、従前の住所愛知県日進市栄２丁目1103番地　グローリアスヒルズ日進第２603
債務者　出原　直美
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５０６号
愛知県知多市にしの台１丁目711番地　シルクハイム202
債務者　加納　**靜**大
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６２０号
名古屋市東区山口町５番９号　市営山口荘１棟103号
債務者　中北　忠志
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２号
大分県佐伯市6907番地　女島台ハイツ18号
債務者　﨑田千代香
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係